

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 16 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380120

研究課題名(和文)成年後見制度に関する具体的改正提言

研究課題名(英文)The Concrete Proposals for the Adult Guardianship

研究代表者

田山 輝明(TAYAMA, Teruaki)

早稲田大学・法学大学院・名誉教授

研究者番号：30063762

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：現行の成年後見制度の問題点のうち、成年被後見人の選挙権、医療同意権、成年後見人の医療代諾権、重度の認知症高齢者の後見人の監督義務、障害者権利条約との関連等について研究してきたが、選挙権については、選挙法の改正によってほぼ解決され、その際に私たちの研究も参照された。医療同意権については、さらに検討中である。認知症高齢者、特に徘徊癖を有する人については、監督義務者をめぐる問題について研究してきた。今後は、成年後見人にどの程度の監督義務があるかについて詳細な研究を行う。権利条約と民法の成年後見制度との関連については引き続き検討する。

研究成果の概要(英文)：We have studied the problems of the present Adult Guardianship, such as "the disqualification of the ward from voting", "the right of the ward to consent to the medical treatment", "the right of the g. to consent to the medical treatment of the w.", "the duty of the g. to supervise the elderly suffering from severe senile dementia" and "the relation to the CRPD". As for the "the disqualification", the revision of the Public Office Election Law, on which our proposal had significant influence, has almost solved the problem. We have still been studying "the right of the g. to consent to the medical treatment of the w.". We have also studied who should have the legal duty to supervise the elderly suffering from senile dementia, especially those who have symptoms of fugue. We will continue the detailed study from the viewpoint of to what extent the g. has the duty to supervise them. Continuous research will be carried on concerning the relation of the A. G. in the Civil Law to the CRPD.

研究分野：民法

キーワード：成年後見制度と法定代理権 オーストリアの代弁人法の改正 医療代諾権 成年後見法の改正提言 障害者権利条約 成年被後見人の死後における後見人の権限 認知高齢者と監督義務者 国際研究者交流 (ドイツ、オーストリア)

1. 研究開始当初の背景

前年度までの比較法的研究の成果を『成年後見制度と障害者権利条約』(三省堂、2012年)において公表し、国内的問題については、研究グループ外の若干の研究者と共に、従来の研究をまとめて『成年後見 現状の課題と展望』(日本加除出版、2014年)を公刊して、幅広く問題点を論じて、次の研究段階への展望を示そうとした。

日本の成年後見制度が発足してから十数年が経過する中で、「概要」で述べたような問題点も明らかになりつつあったので、残された課題について、若手・中堅の研究者と共に比較法的観点からグループ研究を開始した。当時は、日本は障害者権利条約の署名国ではあったが、同条約を未だ批准していない状態であった。

成年被後見人の選挙権については、従来の公職選挙法によりこれが認められていなかったため、重要な人権侵害の問題として指摘されており、全国各地で訴訟が準備され、後に複数の訴訟が実際に提起され、違憲とする地裁判決が出た。その直後でもあり、焦点は成年被後見人の選挙権が絵に描いた餅にならないようにするにはどうしたらよいか、が喫緊の問題になっていた。

医療同意権については、医師から成年後見人に対して、手術等について同意が求められ、「同意しない場合には手術を実施しない」と言われた等の実態があり、患者である成年被後見人にとっては深刻な問題になっていた。手術を要するような場合においては、患者である成年被後見人の生死にかかわる事態を招きかねないからである。

徘徊癖を有する重度の認知症高齢者が第三者に損害を加えた場合の問題については、JR 関連だけでも全国で複数の事件(線路に立ち入って轢死する等)が発生していた。多くの場合に、本人に成年後見人がついていない場合であっても、本人の状態はその申請さえすれば後見開始決定が可能な事例であったため、成年後見制度との関連も問題になりつつあった。

障害者権利条約との具体的関連では、特に障害者の自己決定権との関連で、特に現行民法の成年後見制度との間で軋轢が指摘されいながら、法改正の具体的動きはほとんどない状態であった。確かに障害者差別禁止法の制定で一応の対応はできたとの見解もあった。しかし、例えば、民法の個別規定との関連での対応などは全く手つかずの状態であった。

2. 研究の目的

私たちの研究は、上記のような問題点を解決できるような制度改正を提言することによって成年後見制度の発展に寄与することを目的とした。比較法的研究を前提としつつも、常に日本の法制度の改正を念頭に置いて

研究を重ねた。最終的には日本民法の成年後見関連規定の具体的改正提言を目標とした。そのために、個別規定の改正提案(試案)を用意して議論した。

成年被後見人の選挙権については、国内的には憲法(主として15条3項等)違反問題として、国際法的には障害者権利条約との関連で同条約に違反する規定として、公職選挙法の該当規定(11条1号)を廃止するための研究を目的としてきたが、法律改正により、一応の目標を達成したので、さらに成年被後見人が実際に選挙権を行使できるためにはいかなる配慮が必要かについて検討を開始した。身体障害者については、援助がしやすいが、判断能力が不十分な障害者については、投票のための判断に関係するため、どの程度まで援助してよいか、をめぐって具体的援助行為についても議論した。

成年被後見人の手術等に対する医療上の同意権は、あくまでも本人同意を基本原則として、そのうえで成年後見人等による代諾がどのような要件の下で可能であるかを中心に比較法的研究(主として、ドイツ、オーストリア、韓国)を行った。その際、障害者権利条約のみならず、欧州生命倫理条約からも多くを学んだ。特に、本人意思の大切さについては、同条約の基本思想は決定的に重要であった。

徘徊癖を有する重度の認知症高齢者の問題については、重度の精神障害者をめぐる同様の問題にまで検討対象を広げて、かつ比較法的研究の下で諸外国(特にドイツ)の法的経験(判例・学説)を吸収することを目的とした。医師や警察との連携問題を含めて、監督者の義務及びその限界が検討されなければならない。

障害者権利条約と民法の成年後見関連規定との関連については、関連規定の改正をどのような方向で行うべきかを中心に検討を行った。その際、同条約の趣旨に沿って、他人による決定の場合を可能な限り少なくし、支援による方法に代えること、および民法が前提としている3類型を維持することを前提として、関連規定の改正案を作成し、提言することを目標とした。

3. 研究の方法

比較可能な成年後見制度を有する国々が抱える問題点と解決方法を参考にしながら、日本の成年後見制度の改正を考察した。外国の制度を参考にする際には、当該国の専門家の講演(公開)と研究グループによる研究を並行して行った。同時に、外国の研究者に日本の制度と実情を可能な限り伝えるように努力した。研究グループのメンバーもドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、カナダ等を研究している者をそろえることができた。

さらに、ドイツ、オーストリア、韓国等の経験を、それぞれの国の専門家に公開講演会の形で話していただき、会への参加者を交え

た質疑・討論において問題点の分析を行った。その際には、民法上の問題に限定せず、周辺領域の、特に社会福祉法上の問題を重視した。介護や介助の問題を抜きにしては実際の問題解決は図れないからである。

成年被後見人の選挙権の問題については、同様の問題に関するオーストリアの憲法裁判所の違憲判決（1987年）を紹介する等の方法をとったうえで、選挙管理委員会による配慮はいかにあるべきか、等について検討を行った。研究会のメンバーによる研究のほかに現地の研究者による詳細な報告を受けた。当該国の選挙実務の紹介も行った。移動する選挙管理委員会（同委員会の出前）などは興味ある事例であった。

成年被後見人のリスクを伴う手術等の際の「医療同意」の問題については、成年後見人に一定の条件の下で代諾権を与えている諸外国（ドイツ、オーストリア等）の制度を紹介し、日本法の改正の参考にするように努めた。この点での韓国の法律実務も参考になった。同国では成年後見人の代諾を一定の限度で認めている。

基本的観点としては、医療同意に際しての本人の意思の尊重であるが、それを実現するためにいかなる援助が可能か、場合によっては代諾も可能かが中心的課題となった。

重度の精神的障害者（認知症患者を含む）の第三者への加害行為をめぐる問題については、成年後見人が負っている注意義務の基本的適用領域の問題の確認に努めた。つまり、成年後見人やその他の監督義務者（親族等）の注意義務は、原則として成年後見人等と成年被後見人（本人）との間に限定されることを確認した。外国の学説・判例の研究により、成年被後見人等が第三者に加害行為を行った際に監督義務者が責任を負うのは、例外的に特別な注意義務を負っている場合に限定されることを確認した。ドイツなどでは、第二次大戦前から類似の問題が論じられていたので、大いに参考になった。上記の基本的観点は、日本民法（714条等）の解釈・適用についても、規定自体が類似しているだけに、大いに参考になるからである。考察に際しては、本人が成年者である場合と未成年者である場合、重度の認知症の高齢者である場合と重度の精神障害者である場合等に、場合を分けた考察が必要であると思われる。

障害者権利条約との関連では、民法の狭義の後見規定の過度の多用を制限するための方法を検討した。同条約の趣旨をできるだけ生かすためである。成年後見人の法定代理権は他人による決定を意味しているから、本人意思を重視している同条約の趣旨とは反するからである。そこで、現行民法の「後見」類型の利用を縮小し、「保佐」類型を中心とした「広義の後見制度」を提案し、これに関する具体的提言を検討した。すなわち、できる限り法定代理の方法を避け、本人の意思決定支援の方法によるべきであるが、それが不

可能な場合（代理によらざるを得ない場合）もあるからである。実際に成年後見人になっている親族等からも、このような意見が多く出されている現状を重視した。

4. 研究成果

研究成果は、『成年後見人の医療代諾権と法定代理権』（三省堂、2015）および一般社団法人比較後見法制研究所紀要「比較成年後見法制」13号（比較成年後見法制研究所のホームページで公開）において公表している。なお、誰でもこれに無償でアクセスし、ダウンロードすることができる。

成年被後見人の選挙権についての問題点は本質的に解決したが（この点はヨーロッパでも注目されている）、その他の点については、今後も比較法的研究を行う。例えば、障害者の投票行為の支援等である。この点の具体的提案はいまだできていない。今後の課題である。

医療同意権に関する問題については、ドイツにおける最近の民法改正を紹介し、日本の立法にいかに関与するかを検討した。その際、成年後見人の代諾権行使の前提として、裁判所の許可を必要とするというだけではなく（この点は民法の改正によって可能である）、いわゆる「リビングウイール」の制度を活用している点を紹介し、日本におけるその活用を提言した。すなわち、ドイツでは本人が判断能力を有していた時に「医療に関するリビングウイール」を残していた場合には、その内容と医師の手術などに関する提案と、成年後見人の意見が一致すれば（3者の意見の一致）、裁判所の許可を求めなくても、手術等を実施することができるのである。

裁判所の許可は客観性の担保と共に、成年後見人の負担を軽減する意味も有している。単純に成年後見人に代諾権を付与する方法は無理である。

日本においてドイツのようなシステムを実現するためには、まずそのために利用しうる程度のリビングウイールの制度化・充実化が必要であるように思われる。少なくとも、この制度に法律上の基礎が与えられなければならないと思われる。リビングウイールの作成を公正証書によることや、客観性を担保するために第三者の関与を認めること等、未解決の問題が残されている。

裁判所の許可を前提としない制度（申請により同意を与える一種の行政機関の新設）も提案されているが、民法の改正によって新制度を実現するには裁判所の関与を前提としたうえで、本人のリビングウイールの利用により裁判所の許可をスキップできるような制度のほうが魅力的である。

なお、成年後見人に医療代諾権を与えた、オーストリアの民法改正による経験も参考になった。

日本の民法714条との関連では、前述のように、類似の規定を有する国（ドイツなど）

における法的経験を調査し、判例の翻訳等を行い、比較後見法制研究所の紀要において公表している。ドイツについては、戦後の下級審の判決も取り上げて検討した。認知症高齢者のみではなく、重度の精神障害者の事例が多くみられた。検討の結果、少なくとも、民法714条を根拠にして「安易に」監督義務・損害賠償義務を認めることは妥当ではないことが明らかになった。

今後は障害者権利条約との関連での制度改正に研究の焦点を合わせていきたい。いわゆる「欠格条項」をめぐる問題にも取り組んできた。国家・地方公務員法上の欠格条項については、これの例外を定めた明石市の条例などについても検討している。

同条約の趣旨は、支援による法定代理の代替であるが、我々は、法定代理も最小限度必要であるとの主張を維持してゆきたい。なお、オーストリアが障害者権利条約との関連で、民法改正を検討しているとの情報は重要である。今年中に改正案が出される可能性がある。

我々の考えは、日本民法の改正案は試案の形で、すでに公表しているが、さらに問題点を煮詰めてゆきたい。現行の民法は、後見、保佐、補助の3類型を採用しているが、前述のように、これを基本的に維持しながら、保佐を基本とした制度に変更すべきであると考えている。これは単に法律改正の問題ではなく、成年後見制度の解釈・運用の問題でもある。最高裁判所の統計によれば、日本の制度運用においては、あまりにも狭義の成年後見が偏重されすぎており障害者権利条約との関連でも軋轢が生じている。

同条約は代理ではなく、支援を行うべきであるとしているが、成年被後見人の中には支援のみでは十分に自己の権利を守れない者もいるので、前述のように、最小限度、法定代理制度も残すべきであるというのが、我々の見解である。親族後見人等からもこのような意見が出ている点はすでに述べたとおりである。この観点も、制度改正と制度の運用の双方について持つべきである。現行制度の制定時の立法関与者の見解を見ても、決して「狭義の後見」を重視する姿勢は見られなかったのである。むしろ、補助制度の活用が期待されていたのである。

それにも関わらず、期待通りに制度利用が展開しなかったのは、申請者の側にも問題があった。狭義の後見人になったほうが他の類型に比べて財産管理の権限が大きいので、仕事がしやすいということがあるからである。しかし、障害者権利条約などによって、本人の意思の尊重が重視されている現状では、もはやこのような便宜的な方法は許されないと考えるべきである。また、裁判所もやや安易に当事者側の希望を認めすぎたのではないだろうか。あくまでも本人の福祉を基準にして判断すべきである。

そのような意味で、今一度2000年当時の立法の原点に立ち返って、制度の在り方について検討しなければならないと思われる。しかし、法定代理の制度を残すという意味では、前述のように、補助を中心とするのではなく、狭義の後見でもなく、保佐を中心とした制度に改正すべきである。もちろん、保佐の一定程度の修正は必要である。この点も試案において述べている。

現時点で3類型を維持するのは、これがすでに十数年を経過しており（その前は2類型で約100年）それなりに日本の社会に定着しているという事実は軽視できないからである。もちろん、条文の規定ぶりなどについては、さらに推敲が必要である。難しいのは、現行の「狭義の後見関連規定」が要件についてはかなり厳格に規定されているため、さらに「厳格に」表現することが用語の問題としてかなり難しいのである。多くの人々の知恵を借りながら、目標を達成したいと考えている。

また、成年後見に関する直接の規定ではないが、現在進行中の民法債権法改正の中に意思無能力に関する規定を新設しようとの提案がなされているが（意思能力のない者の行為は無効とする）これは理論的には異論はないが、これをあえて条文化することには反対である。成年被後見人が「無能力者」と決めつけられる恐れがあるからである。やや専門的な表現になるが、行為能力（取引上の能力）がない（この場合を無効と解すればよい）ということ十分に保護できるからである。この点の詳細も研究所の紀要等に掲載している。

なお、2016年4月に民法が改正され、成年後見人の死亡後における成年後見人の権限に関して、「873条の2」が新設されたが、その実現に際しては、前述の『成年後見 現状の課題と展望』の第5章及び第6章の主張が多少の貢献をしたと考えている。そこでは、この問題に関するドイツ、フランス、オーストリア、日本の問題点の分析がなされていた。成年被後見人の死亡と同時に成年後見人の権限が消滅するという法原則の修正であった。

今後、成年後見利用促進法が制定されたこともあるので、この制度がさらに活発に利用されるように、研究者の側面から支援してゆきたい。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計42件)
志村武、(翻訳)デイヴィッド・イングリッシュ ミズーリ大学教授・アメリカ合衆国統一後見保護手続法改正起草委員会委員長「アメリカ合衆国における成年後見法の改正」2015年6月の日本成年後見法学会にお

ける講演」、成年後見法研究、査読無、13号、2016、163-175

山城一真、フランス法における成年被後見人の職務 障害者権利条約に関する議論をも踏まえて、成年後見法研究、査読無、13号、2016、5-14

青木仁美、成年後見制度における補充性原則の機能、早稲田大学高等研究所紀要、査読有、8号、2016、5-25
<http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/handle/2065/48218>

田山輝明、民法(債権法)改正案における意思無能力規定と障害者権利条約、季刊 福祉労働、査読無、149号、2015、140-145

田山輝明、(翻訳)トーマス・クリー「高齢者の効果的な保護のための法的問題点の多様性」、季刊 比較後見法制、査読無、3号、2015、3-7
http://www.hikaku-kouken.or.jp/Hikakukokenhosei/Kikan_Hikakukokenhosei_3.pdf

田山輝明、(翻訳)トーマス・クリー「患者配慮処分証書と臨死介助 ドイツにおける法的状況と法政策的議論」、季刊 比較後見法制、査読無、3号、2015、44-50
http://www.hikaku-kouken.or.jp/Hikakukokenhosei/Kikan_Hikakukokenhosei_3.pdf

田山輝明、海外裁判資料 世話人の監督義務について、季刊 比較後見法制、査読無、3号、2015、68-70
http://www.hikaku-kouken.or.jp/Hikakukokenhosei/Kikan_Hikakukokenhosei_3.pdf

青木仁美、(翻訳)ミヒヤエル・ガナー「ホームにおける監督実務および代弁人の監督義務」、季刊 比較後見法制、査読無、3号、2015、8-21
http://www.hikaku-kouken.or.jp/Hikakukokenhosei/Kikan_Hikakukokenhosei_3.pdf

青木仁美、(翻訳)ミヒヤエル・ガナー「オーストリアにおける臨死介助と患者配慮処分」、季刊 比較後見法制、査読無、3号、2015、32-41
http://www.hikaku-kouken.or.jp/Hikakukokenhosei/Kikan_Hikakukokenhosei_3.pdf

田山輝明、民法改正案の意思能力規定について、季刊 比較後見法制、査読無、2号、2015、94-117
http://www.hikaku-kouken.or.jp/Hikakukokenhosei/Kikan_Hikakukokenhosei_2_neu.pdf

青木仁美、判断能力が不十分な成年者に対

する監督責任、季刊 比較後見法制、査読無、2号、2015、23-80
http://www.hikaku-kouken.or.jp/Hikakukokenhosei/Kikan_Hikakukokenhosei_2_neu.pdf

山城一真、(翻訳)ジャック・コンブレ「若い」、慶應法学、査読無、32号、2015、113-174
http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20150707-0113

田山輝明、金川洋、成年後見制度を自分の意思で利用する、老年精神医学雑誌、査読無、26巻4号、2015、300-306

橋本有生、同意能力を欠く成年者の自由剥奪をめぐるイギリス法の現状と課題、早稲田大学法学会誌、査読有、65巻2号、2015、249-299
<http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/handle/2065/44918>

田山輝明、(翻訳)インスブルック大学名誉教授 ゲルハルト・ケブラー「後見制度と法」、季刊 比較後見法制、査読無、1号、2015、3-34
http://www.hikaku-kouken.or.jp/Hikakukokenhosei/Kikan_Hikakukokenhosei_1.pdf

田山輝明、障害者権利条約からみた日本の後見制度の課題、福祉労働、査読無、143号、2014、21-31

志村武、(翻訳)シンポジウム アメリカ合衆国第3回全国後見サミット 最高の基準 アメリカ合衆国第3回全国後見サミットにおける規準および提案、早稲田法学、査読有、89巻3号、2014、283-305
<http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/handle/2065/44170>

田山輝明、成年後見制度の変遷とその改正提案、実践成年後見、査読無、50号、2014、53-61

志村武、アメリカ合衆国の成年後見法における成年後見人の意思決定基準としての代行判断決定法理と最善の利益基準の関係 各州制定法の類型化と新学説の登場、五十嵐敬喜ほか編『民事法学の歴史と未来 田山先生古稀記念論文集』(成文堂) 査読無、巻号なし、2014、531-558

山城一真、成年後見事件担当裁判官の行為に基づく国家賠償責任 フランス成年後見法制理解の機縁として、五十嵐敬喜ほか編『民事法学の歴史と未来 田山先生古稀記念論文集』(成文堂) 査読無、巻号なし、2014、605-633

②1 青木仁美、スイス成年後見法における法定代理権の変遷、五十嵐敬喜ほか編『民事法学の歴史と未来 田山先生古稀記念論文集』(成文堂)、査読無、巻号なし、2014、579-603

②2 青木仁美、(翻訳)フォルカー・リップ「成年者保護および憲法 世話、措置入院および強制治療」、五十嵐敬喜ほか編『民事法学の歴史と未来 田山先生古稀記念論文集』(成文堂)、査読無、巻号なし、2014、453-480

②3 青木仁美 = 池田辰夫 = 田山輝明 (監訳)、(翻訳)フォルカー・リップ (著)「生命維持装置の導入および無益である場合におけるその中止を決定する法的措置」、早稲田法学、査読有、89 巻 1 号、2013、145-162
<http://dSPACE.wul.waseda.ac.jp/dSPACE/handle/2065/40766>

②4 田山輝明、成年被後見人と選挙権、月刊福祉、査読無、96 巻 10 号、2013、52-53

②5 田山輝明、後見審判による選挙権制限についての比較法的検討 東京地裁判決を読んで、実践成年後見、査読無、46 号、2013、50-56

[学会発表](計 14 件)

志村武、アメリカ合衆国における成年後見法と信託 日本法への示唆を求めて、民事信託研究会 拡大版『公益財団法人トラスト未来フォーラム公募助成研究』「高齢社会における信託制度の役割と機能」研究会、2015 年 11 月 21 日、中央大学駿河台記念館(東京都千代田区)

橋本有生、判断能力を欠く成年者の自由剥奪手続の「合理化」(streamlined)をめぐる議論のゆくえ、英米家族法判例研究会、2015 年 9 月 26 日、早稲田大学(東京都新宿区)

志村武、高齢社会における成年後見制度の代替案ないしは回避策としてのアメリカ合衆国の信託制度 日本法への示唆を求めて、「高齢者社会における信託制度の役割と機能」研究会、2015 年 7 月 11 日、中央大学多摩キャンパス(東京都八王子市)

青木仁美、オーストリア代弁人の損害賠償責任、認知症高齢者による他害リスク社会化に関する研究会、2015 年 7 月 6 日、早稲田大学(東京都新宿区)

山城一真、フランスにおける成年後見制度と障害者権利条約、成年後見法学会、2015 年 5 月 30 日、日本大学(東京都千代田区)

田山輝明、成年後見法の課題と展望、社会保険労務士会、2015 年 3 月 10 日、埼玉県芸術文化振興財団 埼玉会館(埼玉県埼玉市)

Hitomi Aoki、Vormundschaft fuer Erwachsenen in Japan、Kolloquium zu Fragen aus dem Erwachsenenschutzrecht、2015 年 2 月 5 日、ベルン(スイス連邦)

田山輝明、高齢者と障害者の地域生活を支える、東京弁護士会・オアシス 15 周年記念シンポジウム特別講演、2015 年 1 月 27 日、弁護士会館 2 階、講堂クレオ(東京都千代田区)

志村武、アメリカ合衆国の成年後見法における成年後見人の意思決定基準としての代行判断決定法理と最善の利益基準の関係

各州制定法の類型化と新学説の登場、ならびに障害者権利条約のアメリカ成年後見法に与える影響について、日本成年後見法学会 第 4 回 障害者権利条約と成年後見制度に関する連続講演会、2014 年 12 月 6 日、日本大学(東京都千代田区)

田山輝明、成年被後見人の選挙権をめぐる比較法的検討、日本成年後見法学会 国際シンポジウム、2013 年 10 月 26 日、明治大学(東京都千代田区)

青木仁美、日頃の成年後見制度の枠組みにおける治療中止指示の可否、日本・オーストリア「終末期医療と法」シンポジウム 主催：早稲田大学比較法研究所・医事法研究会 後援：日本生命倫理学会・日本医事法学会、2013 年 4 月 13 日、早稲田大学(東京都新宿区)

[図書](計 6 件)

田山輝明、成年後見読本 第 2 版、三省堂、2016、316

田山輝明編著、成年後見人の医療代諾権と法定代理権、三省堂、2015、280

青木仁美、オーストリアの成年後見法制、成文堂、2015、398

田山輝明編著、成年後見 現状の課題と展望、日本加除出版、2014、319

[その他]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田山 輝明 (TAYAMA, Teruaki)
早稲田大学・法学学術院・名誉教授
研究者番号：30063762

(2) 研究分担者

志村 武 (SHIMURA, Takeshi)
関東学院大学・法学部・教授
研究者番号：80257188

山城 一真 (YAMASHIRO, Kazuma)
早稲田大学・法学学術院・准教授
研究者番号：00453986

青木 仁美 (AOKI, Hitomi)
早稲田大学・高等研究所・助教
研究者番号：80612291

橋本 有生 (HASHIMOTO, Yuki)
早稲田大学・法学学術院・助教
研究者番号：90633470